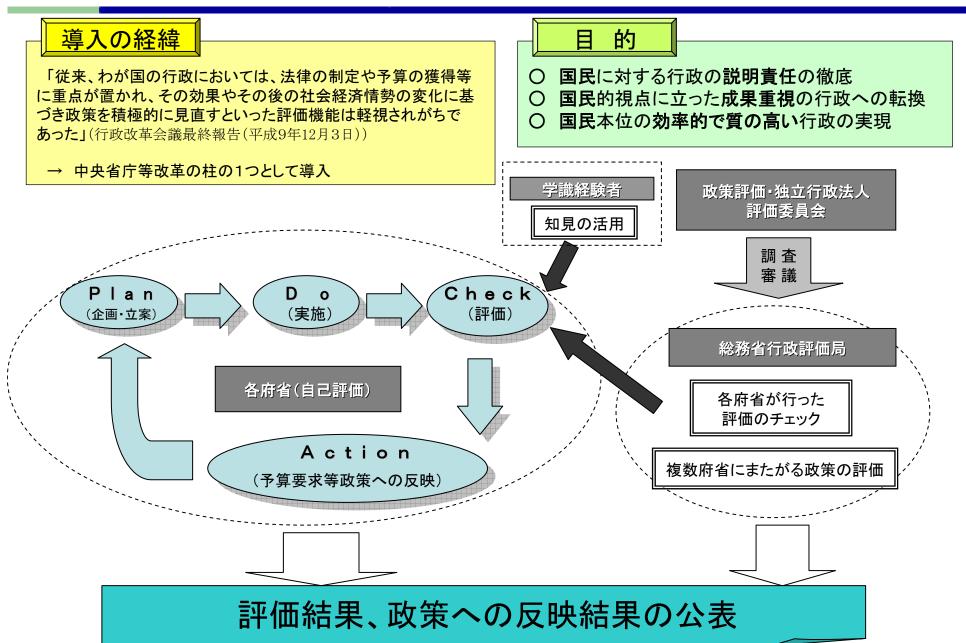
政策評価の機能の発揮に向けて

- 重要政策に関する評価の現状と課題-

(参考資料)

平成19年5月9日 菅議員提出資料

政策評価制度の概要



重要政策に関する評価の徹底について(経緯)

第 1段階

H14.4 政策評価法施行

政策評価はマネジメント・ サイクルに定着

各府省の主要な行政目的に係る政策について、 幅広く評価を実施(実績評価が中心)

第2段階

第3段階

H17の見直し

(見直しのポイント)

- 重要政策に関する評 価の徹底
- 〇 政策評価の質の向上
 - 評価結果の予算要 求等政策への反映
 - 達成目標の明確化
 - 学識経験者の活用
- 国民への説明責任の 徹底

政策評価法施行3年経過後の見直し

◇政策評価に関する基本方針の改定について (H.17.12.16 閣議決定)

内閣の重要政策に関する評価の徹底

今後の方向:

実効性の確保

各府省は基本計画等を改正 (平成17年度末頃) (重要政策に関する評価を計画上位置付け)

重要政策に関する評価の実施

◇内閣の重要政策に関する 政策評価の徹底について

(H.17.8.11臨時閣議内閣 総理大臣発言)

施政方針演説等で示された 政策は、内閣として重点的な 推進を国民に約束したもの。 そのため、各大臣は、政策 評価の対象として内閣の重要 政策を選定し、その目標達成 に向けて、具体的な手段を国 民に分かりやすく提示するとと もに、進捗状況を常に把握し て、必要な対応をとられたい。

◇ 行政改革の重要方針(抄)

(H.17.12.24 閣議決定)

施政方針演説等で示された内閣 の重要政策を踏まえ、各府省の政 策の体系化を図り、それらに応じた 政策評価の重点化・効率化を推進

◇ 行革推進法(抄)

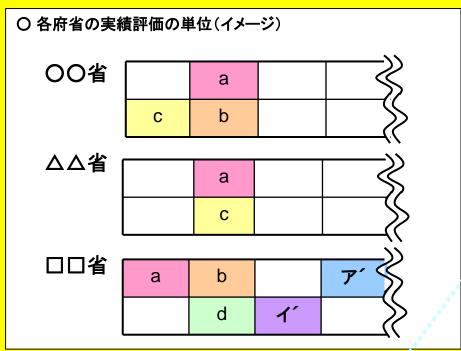
(平成18年法律第47号)

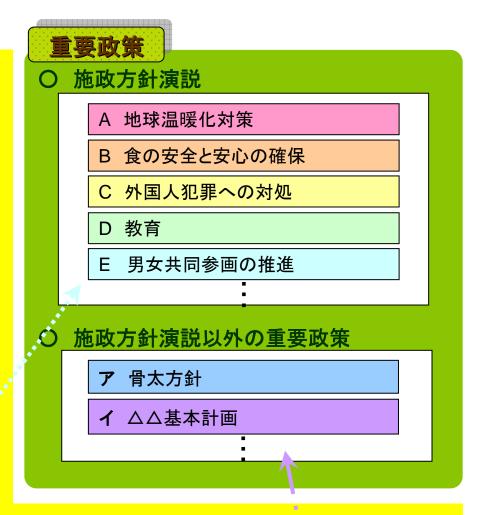
第67条 内閣の重要政策に係る政 策評価の重点的かつ効率的な実 施を推進

各府省における評価と重要政策(施政方針演説等)の関係

各府省の評価

○ 各府省の主要な行政目的に係る施策について、3~5年の 計画期間を設けて、年度毎に網羅的に評価することが中心 (実績評価/目標設定・業績測定型の評価をほとんどの府省が採用)





○ 総合評価(様々な角度から掘り下げて分析する評価)

○ 各府省の総合評価の単位(イメージ)

◇◇省

E 男女共同参画の推進

○ 事業評価(個々の事業について評価)

○ 各府省の事業評価の単位(イメージ)

××省

. . .



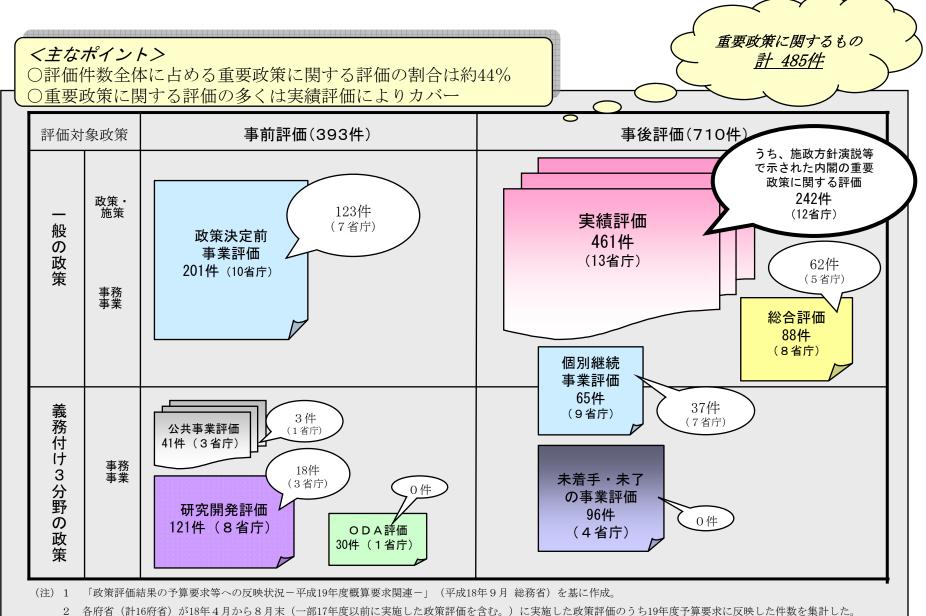






重要政策に関する評価の取組の傾向について

(平成19年度予算要求に反映した1.103件についてみた場合)



- 3 吹き出し部分は、内閣の重要政策に関する評価件数(実施府省数)であり、総務省が集計した。